長期入所 利用料金表 (30日の月の場合)

≪ 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ≫

≪多床室≫ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

"	多床至∥ 市和10年11月	コロルウ										村別長陵七人小一厶不同野在						
		介護費	日常生活継続 支援加算	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口	看護体制加算 (I)口	(I)	栄養マネジメント 強化加算	機能訓練 体制加算 I	口腔衛生管理 体制加算 I	小計 (①~⑧)	介護職員等処遇 改善加算(I)	食費		居住費		計		
		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	9×14.0%		11)		(12)	9~1 2		
	第1段階(生活保護)	1日あたり	1日あたり 0	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり O	1月あたり	1月あたり O	1月あたり 10	1日あたり	1月あたり	1日あたり	1月あたり	0		
要介護1	(与别 左 A 然)	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	-	_	0	0			
	"(福祉年金等) 第2段階(所得80万円まで)		36	16	4	8	11	12	90	20,370	2,852	300	9,000	430	12,900	32,222		
		589										390	11,700			47,822		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			55,622		
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			76,922		
	第4段階(課税世帯)					_					_	1,445	43,350	915	27,450	94,022		
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
要介護 2		659	36	16	4	8	11	12	90	22,470	3,146	300	9,000	430	12,900	34,616		
	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700			50,216		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			58,016		
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			79,316		
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	915	27,450	96,416		
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		732	36	16	4	8	11	12	90	24,660	3,452	300	9,000	430		37,112		
	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700		12,900	52,712		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			60,512		
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			81,812		
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	915	27,450	98,912		
要介護 4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		802	36	16	4	8	11	12	90	26,760	3,746	300	9,000		12,900	39,506		
	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700			55,106		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500			62,906		
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			84,206		
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	915	27,450	101,306		
要介護 5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0		
	" (福祉年金等)	871	36	16	4	8		12	90	28,830	4,036	300	9,000		"	41,866		
	第2段階(所得80万円まで)						11					390	11,700		12,900	57,466		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)	0/1										650	19,500			65,266		
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			86,566		
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	915	27,450	103,666		
W.	切削加管 ~ 1 配络20日間 1日	000																

※初期加算~入所後30日間、1日30円。

※療養食加算~1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算 I ~1月につき 400円。摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算II~1月につき 100円。協力歯科医療機関を定め、同加算 I の会議等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算 I と併せて加算。

※生産性向上推進体制加算 I ~1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算 I ~1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(II)~死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円。31日~45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1~1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2~1回650円。早朝(午前6時~午前8時まで)・夜間(午後6時~午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3~1回1,300円。深夜(午後10時~午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算~1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメンを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

長期入所 利用料金表 (30日の月の場合)

≪ 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ≫

≪従来型個室≫ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

		, ,	,, ,									1430120000000000000000000000000000000000				
		介護費	日常生活継続 支援加算	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口	看護体制加算 (I)口	看護体制加算 (Ⅱ)口	栄養マネジメント 強化加算	機能訓練 体制加算 I	口腔衛生管理 体制加算 I	小計 (①~⑧)	介護職員等処遇 改善加算(I)	食 費		居住	主費	計
		1	(2)	(3)	(4)	(5)	6	(7)	(8)	(9)	9×14.0%		11)		12)	9~ 12
		1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1月あたり	1月あたり	1月あたり 10	1日あたり	1月あたり	1日あたり	1月あたり	
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11.400	0
	" (福祉年金等)	589	36	16	4	8	11	12	90	20,370	2,852	300	9,000	000	11,100	43,622
	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700	480	14,400	49,322
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	69,122
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			90,422
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	1,231	36,930	103,502
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	000	44.400	0
要	" (福祉年金等)	659	36	16	4	8	11	12	90	22,470	3,146	300	9,000	380	11,400	46.016
介	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700	480	14,400	51.716
護	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	71.516
2	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			92,816
	第4段階(課税世帯)											1.445	43,350	1.231	36.930	105,896
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380		0
要介護	" (福祉年金等)	732		16	4	8	11	12	90	24,660		300	9,000		11,400	48,512
	第2段階(所得80万円まで)		36								3,452	390	11,700	480	14,400	54.212
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	- 880	26,400	74,012
3	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			95,312
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	1,231	36,930	108,392
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	000		0
要	" (福祉年金等)	802	36	16	4	8	11	12	90	26,760	1	300	9,000	380	11,400	50.906
介	第2段階(所得80万円まで)											390	11,700	480	14,400	56,606
護	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880	26,400	76,406
4	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800			97,706
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	1,231	36,930	110,786
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
要	" (福祉年金等)	871	36	16	4	8		12	90	28,830	4,036	300	9,000	380	11,400	53,266
介護	第2段階(所得80万円まで)						11					390	11,700	480	14,400	58.966
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											650	19,500	880		78,766
5	第3段階(2)(所得120万円超)											1,360	40,800		26,400	100,066
	第4段階(課税世帯)											1,445	43,350	1,231	36,930	113,146
100	四期加賀。. 1 形络20日間 1日			1	1	1			1		1				1	

※初期加算~入所後30日間、1日30円。

※療養食加算~1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算 I ~1月につき 400円。 摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算Ⅱ~1月につき100円。協力歯科医療機関を定め、同加算Ⅰの会議等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算Ⅰと併せて加算。

※生産性向上推進体制加算 I ~1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算 I ~1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(II)~死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円。31日~45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と 同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1~1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2~1回650円。早朝(午前6時~午前8時まで)・夜間(午後6時~午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3~1回1,300円。深夜(午後10時~午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算~1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメンを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。